

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年5月4日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を19年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を同年10月から20年2月までは180円、同年3月から21年4月までは190円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月1日から21年5月4日まで
② 昭和47年9月5日から49年10月1日まで

昭和6年にA社に入社し、C所を皮切りにD職をしていた。その後、各所を経て昭和49年9月30日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録に空白がある。両申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社E部長発行の申立人に係る「在籍期間証明書」により、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

また、F県G課が発行する申立人に係る「履歴書」には、申立人が昭和17年11月5日に「陸軍H職」として外地に赴任し、復員日の記載は無いものの20年1月18日時点では軍属として勤務している記録が確認できる上、A社は「申立人は申立期間①においては、軍属として外地に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間①においては陸軍に召集されていたことが推認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに

全額を免除し、被保険者期間として参入する旨の規定がされており、当該事業所においてほぼ同時期に召集されていた同僚には厚生年金保険の加入記録が確認できる。

したがって、申立人が軍属として陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①に係る申立人の資格取得日は、昭和 19 年 10 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された同年代の同僚の記録から、昭和 19 年 10 月から 20 年 2 月までは 180 円、同年 3 月から 21 年 4 月までは 190 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、I 社及び A 社 J 部は「申立人は、昭和 47 年 9 月 4 日までは K 職として在職していたが同日に任期満了のため退任している。同年 10 月 1 日から 49 年 9 月 30 日までは非常勤職員であったため厚生年金保険の適用は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和18年4月1日、資格喪失日は20年8月15日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年4月1日から20年8月15日まで
年金事務所に年金加入記録を照会したところ、A社に勤務していたときの厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申述内容及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に申立人と同期入社であって、申立人と同じ本社工場に勤務していた複数の同僚については厚生年金保険の被保険者記録が存在することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、管轄の社会保険事務所（当時）によると、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿は戦災により一部が焼失し、現存する同名簿は、後日復元された可能性があるとしており、事実、かなりの数の番号が欠落していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険の手帳記号番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、「保存が確認できない。」としている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因

がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 8 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 7 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 9 月 1 日とし、当該期間の標準報酬月額を同年 7 月は 34 万円、同年 8 月は 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 6 月 1 日から 15 年 9 月 26 日まで
② 平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

B 社の事業主であったときの申立期間①の報酬月額は、15 万円ないし 26 万円ぐらいであったが、標準報酬月額が 10 万 4,000 円に引き下げられているので、実際に支払われた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

また、平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで A 社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の申述並びに同僚及び事業主の証言により、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことが確認できる上、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A 社から提供された申立人の賃金明細が分かる資料によると、平成 19 年 9 月分の給与の支払に含めて申立人から控除した厚生年金保険料を返戻していることの記載が確認できるものの、申立人は、同年 9

月分の給与について受け取っていないと供述するとともに、同社から給与が振り込まれる申立人の銀行預金口座を同年1月から22年9月7日まで月中取引一覧表により確認したところ、19年9月分及び申立期間②の厚生年金保険料が返却されていることは確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成19年7月は34万円、同年8月は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人について、厚生年金保険が適用除外とされる短期の労働者として認識していたため、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、B社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成15年9月26日）の後の、平成15年10月8日付けで、申立人の標準報酬月額は、当初、14年6月1日から同年11月1日までは26万円、同年11月1日から15年9月26日までは15万円と記録されていたものが、10万4,000円に遡及して減額訂正^{そきゅう}されていることが確認できる。

また、申立人は「厚生年金保険料として発行した約束手形が不渡りとなったため、自分自身の厚生年金保険の記録を遡及訂正して、厚生年金保険料の滞納を解消する手続を行った。」と申述していることから、申立人は、当該事業所の代表取締役として、当該減額処理に関与したことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正を行いながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないということは、信義則上許されず、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月21日から同年7月21日まで

B社に平成15年4月1日から勤務して、17年6月21日から18年2月21日まで関連会社のA社に転籍となったが、17年6月21日から同年7月21日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与支払明細書があり厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し（平成17年6月21日に、B社からA社に転籍）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、申立人の被保険者資格取得日を平成 17 年 6 月 21 日として届け出るところ、1 か月遅れの同年 7 月 21 日として届け出たとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで
A社（現在は、B社）に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の59万円から34万円に下がっている。その当時の給与額は少なくとも50万円以上であり、厚生年金基金の記録においても申立期間の標準報酬月額が59万円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金及びD健康保険組合の標準報酬月額の記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する59万円であることが確認できる。

また、当該事業所の事務担当者に照会したところ、「申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合に対する算定基礎届及び月額変更届等の届出用紙は、複写式であった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金基金及び健康保険組合の記録から、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から62年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から62年7月まで

私は、A職を退職してから、国民年金に加入する必要があったので、昭和60年6月ないし同年7月ごろに加入手続を行い、同年6月から62年7月までの保険料については市役所で毎月納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年6月ないし同年7月ごろにB市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月、市役所で納付したと申述しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は同市で62年6月に払い出されていることが確認できる。

また、申立期間の保険料については、手帳記号番号が払い出された昭和62年6月時点では、現年度保険料及び過年度保険料として納付することが可能であったものの、現年度保険料の納付については、本籍地であるC区の従前戸籍の附票には、同年9月にB市の調査により、住民票が職権で消除されC区に通知された旨の記載があり、申立人はその前後の時期にB市には居住しておらず、同市における納付が困難であったことがうかがえる上、過年度保険料の納付については、同市担当者は「当時、市役所では過年度保険料を取り扱うことができなかった。」と証言している。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年7月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が勤務先の信用組合で納付していたはずである。父から結婚するとき「今まで保険料を納付してきたから、今後は自分で納付しなさい。」と言われた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は婚姻後の昭和48年9月にA町で払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格記録欄には資格取得年月日が「48年8月24日」と記載されていることから、申立期間については、国民年金未加入期間であり、さかのぼって保険料を納付することができない。事実、申立人から提出された昭和48年度の領収書においても申立期間のうちの48年4月から同年7月までの保険料が納付されていないことが確認できる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその父親は、既に他界しているため、当時の申立人に係る保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から52年3月まで

結婚した昭和49年5月に国民年金に加入し、保険料は隣組の集金により納付した。1年分の保険料を前納すると保険料が安くなるので、夫婦二人分の保険料を前納したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和49年5月に国民年金の加入手続を行い、保険料を隣組の集金により納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は53年6月に払い出されていることが確認できることから、その時点において、申立人が20歳になった48年*月*日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、52年4月から53年3月までの1年分の保険料は、54年に過年度納付されたことが確認できる。

また、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が所持するその義父の雑記帳に、昭和48年度及び49年度の一部の月に関する国民年金保険料の集金額と考えられる記載があるものの、記載内容により、その集金額には申立人の保険料は含まれていないと推認される。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 37 年 1 月 1 日まで

A社に昭和 33 年ごろから勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 37 年 1 月 1 日となっており、それ以前の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 37 年 1 月 1 日より前に被保険者資格を喪失している同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、事業主の生死や連絡先も確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げている同僚及び申立人と同様の仕事をしていたとされる同僚についても、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 37 年 1 月 1 日と記録されているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を確認したものの、上記記録以外に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、記録の欠落があったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 27 日から 36 年 4 月 14 日まで
ねんきん特別便により、申立期間について脱退手当金が支払われていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿のうち、24 か月以上の被保険者期間がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 4 月 14 日の前後 2 年以内に資格喪失した 21 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 20 人全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を受給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も保有する厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 2 日まで
ねんきん特別便により、申立期間について脱退手当金が支払われていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 35 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 7 月 29 日に支給決定されているが、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったこと、また、申立人は、申立期間に係る事業所の退職時において再就職をする考えがなかったと申述していること、及びその後厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から同年 7 月まで
② 昭和 43 年 6 月 20 日から 44 年まで

A社に昭和 42 年 1 月から同年 7 月まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険料も控除されていたと思う。

また、B社に昭和 43 年 2 月 13 日から 44 年まで勤務したが、43 年 6 月 20 日以降の厚生年金保険の記録が無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の申述内容及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は「申立期間当時の厚生年金保険の資料は残っているものの、申立人に関する記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。また、給与の金額によって厚生年金保険に加入するか否かを決めていた。」と証言しており、申立期間①当時、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、同事業主は「申立人については記憶していない。」と証言していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立期間①における申立人の雇用保険の加入記録についても、確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間においてもB社に継続して勤務していたと申し立てているものの、事業主及び同僚からは、申立人

が申立期間に勤務していたことについて証言等を得ることができない上、上記同僚のうち、昭和41年5月6日から43年5月6日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる一人は「自分が辞めたときは申立人はいなかった。」と証言していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態について、確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業主が保管している厚生年金保険資格取得届及び喪失届の写しによると、オンライン記録どおりの記録であることが確認できることから、申立人は、申立期間②当時、同事業所の厚生年金保険の被保険者でなかったことがうかがえる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。